

2019年6月7日

各位

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

代表取締役社長 味岡 桂三

株式会社きらぼし銀行

取締役頭取 渡邊 壽信

元行員による不祥事件の発生について

この度、弊行におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関において、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から弊行を信頼し、お取引いただいているお客さま、株主の皆さまならびに地域の方々に心よりお詫び申し上げます。

弊行では、昨年7月に発覚した不祥事件（現金着服）に対して、行動指針の改定や内部通報制度の周知・徹底など再発防止策を講じてきたにもかかわらず、今回の事件が発覚したことを役職員一同厳粛に受け止めております。

かかる事態を招いた原因の特定を早急に行ない、頭取をプロジェクトリーダーとする「再発防止プロジェクトチーム」を設置、弁護士や社外監査役等をメンバーに加え、その知見等を活かし、営業担当者の行動規範等を含む再発防止策の抜本的な見直しを行ってまいります。

再発防止策を改めて見直すことで、お客さまが弊行と安心してお取引いただけるように、お客さまの信頼回復に向けて全行を挙げて取組んでまいります。

また、当社グループは、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、職員に対しても、これまでコンプライアンス研修の実施や役席者による部下の管理・教育等を行うなどして、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりましたが、このような事件が発生し、深く反省すべきことと認識しております。

今回の事件を厳粛に受けとめ、再びこのような不祥事件が起きることの無いよう、内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて対応してまいります。

記

1. 事件の概要

事故者	32 歳、一般行員、男性、元横浜支店
事故発生店舗	多摩支店
発覚の経緯	お客さまから申出を受けて行内で調査した結果、2019 年 5 月 29 日に判明しました。
事件の内容 (現時点で判明している事実)	事故者は、2014 年 3 月から 2017 年 12 月までの間、多摩支店と取引があるお客さま 1 名から複数回にわたり運用商品の購入資金として預かった現金を詐取していました。 事故者はこれらの方法で得た現金を、自身の借金返済資金等に充当していました。 これまでに判明している被害額は約 8 百万円、被害に遭われたお客さまは 1 名となります。 なお、当該お客さま以外の被害は確認されておりません。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまに対して、現時点で判明している事実関係を説明のうえ、深くお詫びいたしました。被害に遭われたお客さまに対しては、今後とも真摯に対応してまいります。

3. 関係機関への報告

事件発覚後、すみやかに監督官庁に報告を行っております。また、警察にも相談しております。

4. 人事処分

事故者につきましては、2019 年 6 月 6 日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係者につきましては、責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行います。

以 上

【本件に関する報道機関の皆さまからのお問い合わせ先】

きらぼし銀行 経営企画部 広報グループ TEL 03-3352-2295